

三重県新型コロナウイルス
「緊急警戒宣言」

皆様に感謝!

8月31日 解除

特措法に基づく要請は一部継続・追加

引き続き警戒を!

特措法第24条第9項に基づく協力の要請

県民の皆様へ

- 県外における繁華街など感染者が多数発生しているエリアの**感染防止対策が不十分な**
飲食店、クラブ、カラオケ等の利用の**自粛**を！

事業者の皆様へ

- 接待を伴う飲食店、クラブ、カラオケ**等
全国でこれまでに
クラスター発生！
はガイドライン実践の徹底を！

医療機関、社会福祉施設、高等教育機関の皆様へ

- 改めて**感染防止対策の徹底**を！
県内でも
クラスター発生！

直近の感染状況をふまえたお願い

県民の皆様へ

すべての世代において感染防止対策の徹底を！

- ・子どもを含む家庭内での感染増加！
- ・高齢者や基礎疾患のある方は特に注意を！

学校などへ
広がる可能性も

場面に応じた感染防止対策の徹底を！

- ・大人数の食事、宿泊を避ける、会食は短時間に！

事業者の皆様へ

不特定多数の訪問が多い事業所
では特に感染防止対策の徹底を！

偏見や差別の根絶

戦うべき相手は
「人」ではなく「ウイルス」

相談窓口

- 三重県人権センター相談窓口
電話:059-233-5500 (9:00~17:00 ※土日、祝日を含む毎日)
- 法務省(みんなの人権110番)
電話:0570-003-110 (8:30~17:15 ※平日)
- みえ外国人相談サポートセンター(MieCo:みえこ)
電話:080-3300-8077 (9:00~17:00 ※平日)